

◎ 「在宅医療等」について（私見とともに）

2015/12/11

浜松医科大学附属病院 小林利彦

1. 「在宅医療」が認められたのはH4年！

H4年の第2次医療法改正：「外来・通院医療、入院医療に次ぐ『第3の医療』」

*従前は「往診」のみが認められていた

*「医療」・・・医師としての技術料が認められる行為・領域？

2. 「在宅医療」と「在宅医療等」の違い

「在宅医療（狭義）」：居宅（自宅）が中心（「居宅等」と定義）

「在宅医療等」：入院・外来（通院）以外で行われる「医療（関連行為）」

「地域医療構想」の分類で外（右側）に出された人たちが対象？

3. 在宅医療のパターン

A) 開業医が1人で在宅医療

24時間訪問看護・介護サービス・後方病床との連携必須

B) 開業医同士で主治医・副主治医による在宅医療

医師会が組み合わせ調整？ 後方病床は必要

C) 一診療所に複数医師が在籍（単独強化型在支診型）

D) 複数の診療所と中小病院がグループ化（連携強化型在支診・病型）

在宅・入院移行がスムーズ

E) 有床診療所や中小病院が在宅医療

レスパイト（に近い対応）なども可能

F) 大規模な住宅に住民を集め、在支診や介護施設が入る

サ高住型

G) その他

4. 日本医師会での「在宅医療」アンケート調査結果

（現状）訪問診療中心[0.9%], 外来+往診・訪問診療[31.6%], 外来+往診[18.5%],
外来のみ[49.0%]

（将来）今後拡大[4.5%], 今後継続[23.8%], 今後減少[6.1%], 今後中止[3.0%]
今後新規[5.6%], 取り組まない[55.1%]

（課題）緊急時対応[75.4%], 自身の体力[52.9%], 在宅での看取り[40.4%]
緊急入院病床の確保[35.7%], 自院の在宅対応看護師確保[31.2%]
自院の在宅医確保[28.8%], 在宅医療の器材費用[22.6%]
在宅医療の知識・技術習得[20.1%]

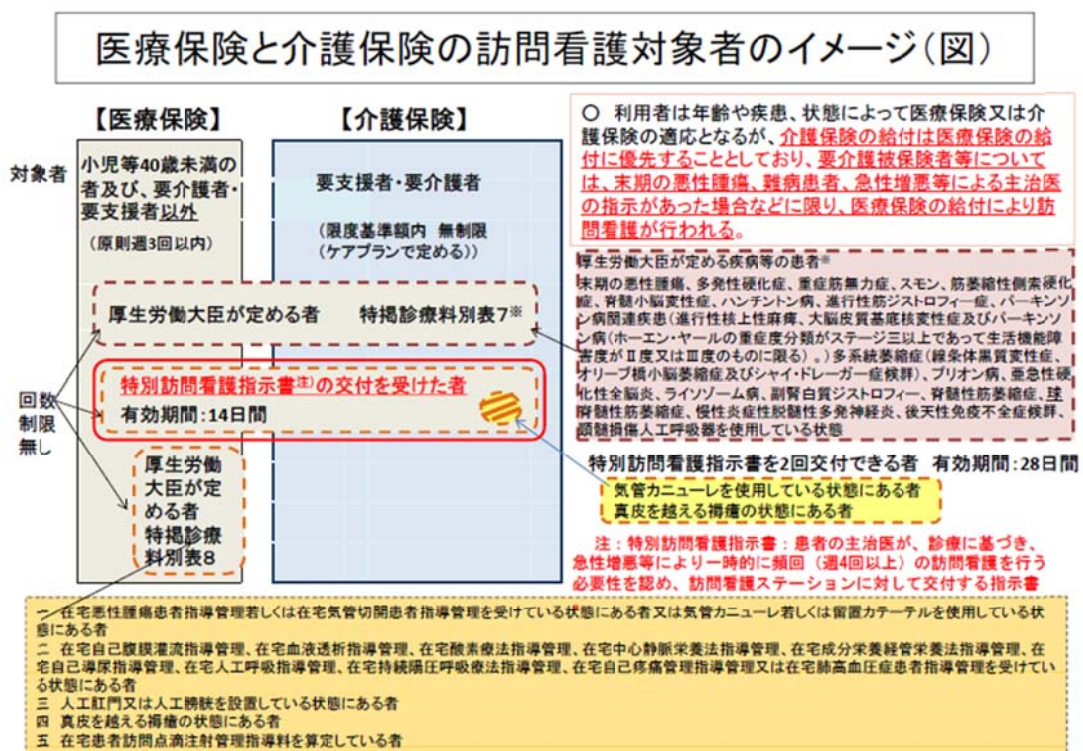
5. 「かかりつけ医」の定義

なんでも相談できる上、最新の医療情報を熟知して、必要な時には専門医、専門医療機関を紹介でき、身近で頼りになる地域医療、保健、福祉を担う総合的な能力を有する医師

「医療提供体制のあり方」日本医師会・四病院団体協議会合同提言（2013年8月）

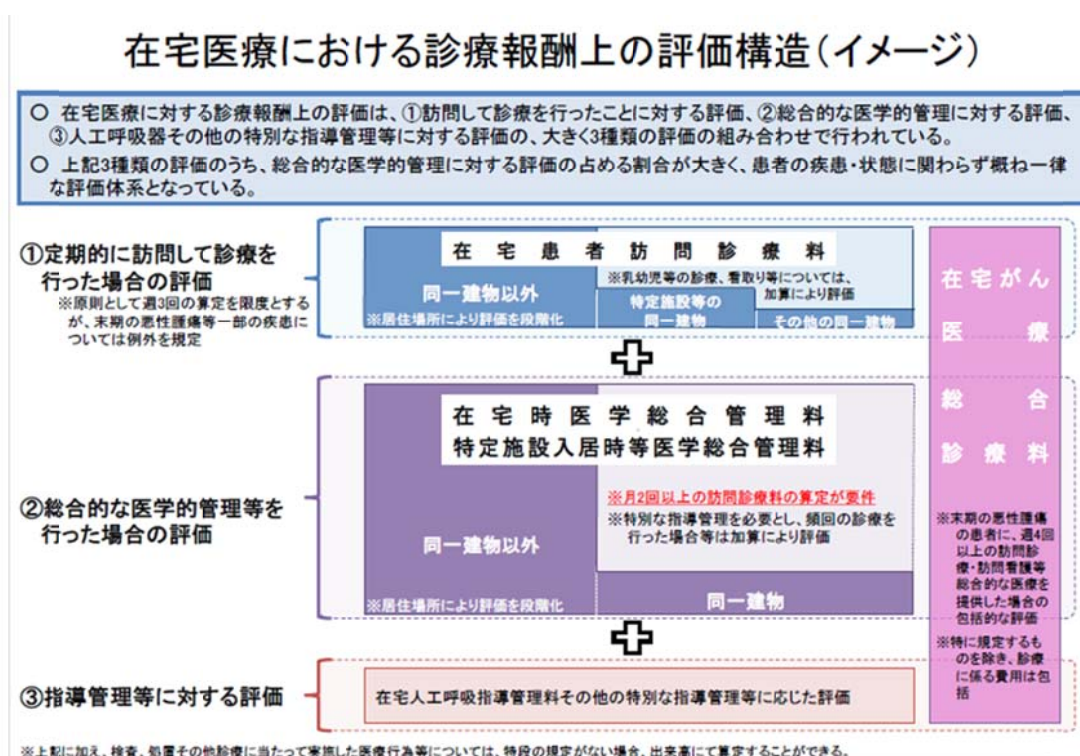
6. 「在宅医療」（訪問看護）と診療報酬請求

- ・「介護優先の法則」：



(医療保険での基本的な請求内容の組み合わせ)

- [A] 定期的に訪問して診療を行った場合の評価 (原則、週3回まで：がん末期等除く)
 - (同一建物以外>特定施設等の同一建物>その他の同一建物)
- [B] 総合的な医学的管理等を行った場合の評価 (医療の技術料?)
 - 在宅時医学総合管理料と特定施設入居時等医学管理料
 - (同一建物以外>同一建物)
- [C] 指導管理料等に対する評価 (在宅人工呼吸指導管理料など)
- [D] その他：検査・処置等の医療行為は出来高算定 (特段の規定なければ可能)



(課題)

- ・「在宅時医学総合管理料」等：重症度に関係なく一律・1か月に2回の訪問で算定
 - 健康相談から人工呼吸まで、必要のない複数回訪問など
 - 市場原理→複雑な仕組み→減額→真っ当な在宅医のやる気↓
- ・高齢者優先? → 「看取り件数」などのハードル → 小児在宅医療の促進が求められる
- ・訪問看護ステーションの不足?
- ・制度・施設の複雑化と医療関係者の知識・技術不足、行政の形式的対応
- ・一般市民への啓発不足

* 来年度から「在宅医療」専門の診療所が認められる!

7. 地域医療構想（病床機能報告制度）との関係

・「一般病床の1日入院診療費 - 入院基本料 - リハビリ一部 < 1750円」

「療養病床の医療区分1の70%」

以上に相当する患者層は、10年後には「入院」を想定しない！

・上記の患者層は医療（介護）の密度が乏しい

→「住まい」以外の問題が少ない？→地域の受け皿があるのか？

* 住まい：ハードとしての建物環境・住居費・光熱費ほか最低限の生活環境

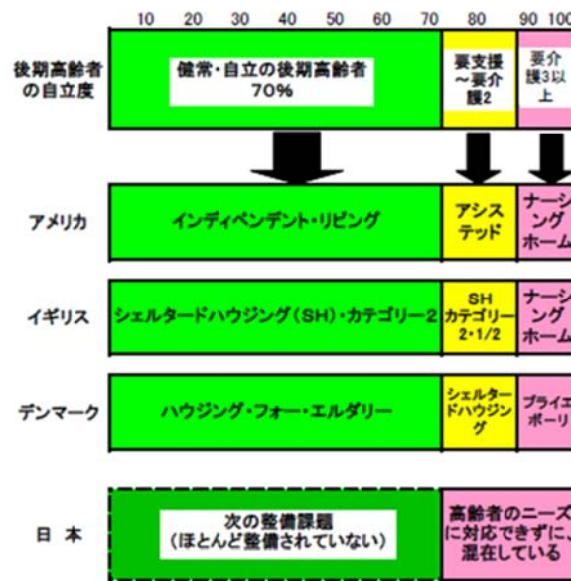
具合が悪くなるまで「居たい場所」であることが重要！

* 入院病床・療養病床にホテル住まいの方が安くて便利！

* 「特養待ち？」：入居待ち？新規の建設待ち？・・・本当に特養が良いのか？

8. CCRC (Continuing Care Retirement Community)

福祉先進国では、ニーズに応じた3種類の「高齢者住宅」の整備が進んでいる



9. 施設の複雑性

介護保険3施設の概要

		介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	介護老人保健施設	介護療養型医療施設	
基本的性格		要介護高齢者のための生活施設	要介護高齢者にリハビリ等を提供し在宅復帰を目指す施設	医療の必要な要介護高齢者の長期療養施設	
定義		65歳以上の者であって、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難なものを入所させ、養護することを目的とする施設 【老人福祉法第20条の5】	要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことを目的とする施設	療養病床等を有する病院又は診療所であって、当該療養病床等に入院する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護その他の世話及び機能訓練その他必要な医療を行うことを目的とする施設	
介護保険法上の類型		介護老人福祉施設 【介護保険法第8条第26項】	介護老人保健施設 【介護保険法第8条第27項】	介護療養型医療施設 【旧・介護保険法第8条第26項】	
主な設置主体		地方公共団体 社会福祉法人	地方公共団体 医療法人	地方公共団体 医療法人	
居室面積・定員数	従来型	面積/人	10.65㎡以上	8㎡以上	6.4㎡以上
		定員数	原則個室	4人以下	4人以下
	ユニット型	面積/人	10.65㎡以上		
		定員数	原則個室		
医師の配置基準		必要数(非常勤可)	常勤1以上 100:1以上	3以上 48:1以上	
施設数(H25.10)※		7,865件	3,994件	1,575件	
利用者数(H25.10)※		516,800人	349,900人	70,300人	

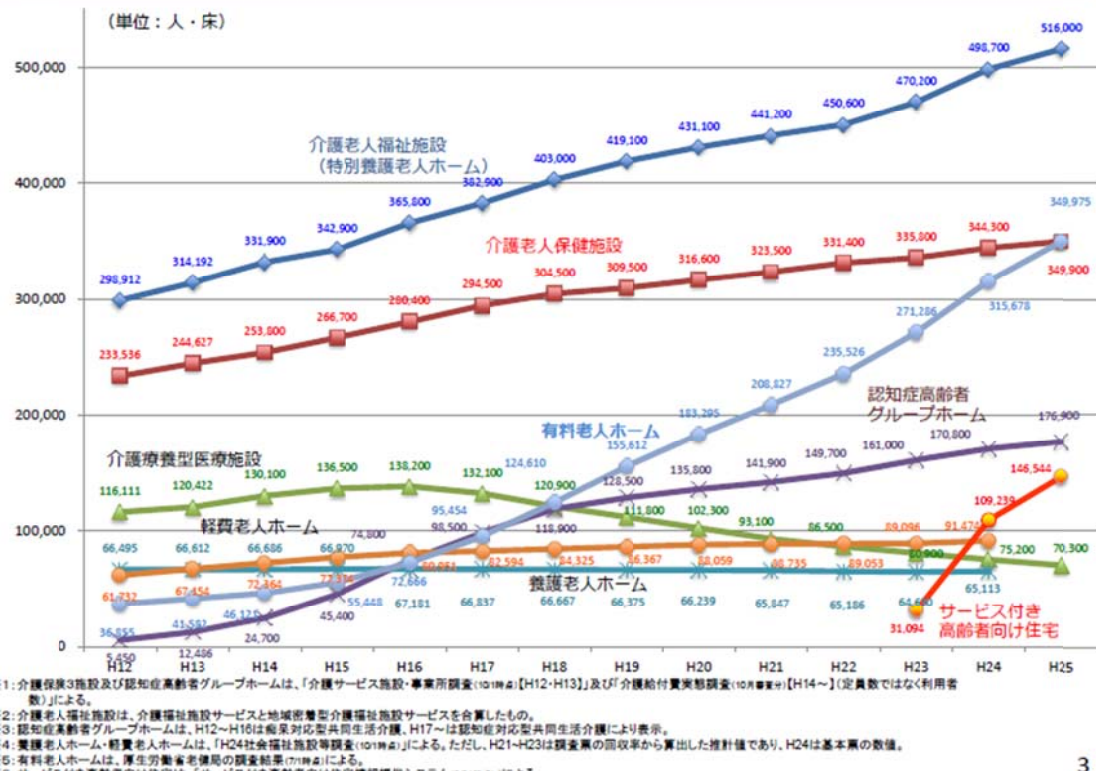
※：①「介護サービス提供体制の整備に関する調査」(介護施設)より、②「介護施設調査報告書」(10月調査分)より、③「介護施設調査報告書」(10月調査分)より、④「介護施設調査報告書」(10月調査分)より、⑤「介護施設調査報告書」(10月調査分)より

高齢者向け住まい・施設の概要

	①サービス付き 高齢者向け住宅	②有料老人ホーム	③介護老人ホーム	④軽費老人ホーム	⑤認知症高齢者 グループホーム
根拠法	高齢者住まい法第5条	老人福祉法第29条	老人福祉法第20条の4	社会福祉法第65条 老人福祉法第20条の6	老人福祉法第5条の2 第6項
基本的性格	高齢者のための住居	高齢者のための住居	環境的、経済的に困難 した高齢者の入所施設	低所得高齢者のための 住居	認知症高齢者のための 共同生活住居
定義	状況把握サービス、生活相談サービス等の福祉サービスを提供する住宅	①入浴、排せつ又は食事の介護、②食事の提供、③洗濯、掃除等の家事、④健康管理のいずれかをする事業を行う施設	入居者を養護し、その者が自立した生活を営み、社会的活動に参加するために必要な指導及び訓練その他の援助を行うことを目的とする施設	無料又は低額な料金で、食事の提供その他日常生活に必要な便宜を供与することを目的とする施設	入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行う住居共同生活の住居
介護保険法上の類型	なし ※外部サービスを活用		特定施設入居者生活介護		認知症対応型 共同生活介護
主な設置主体	限定なし (営利法人中心)	限定なし (営利法人中心)	地方公共団体 社会福祉法人	地方公共団体 社会福祉法人 知事許可を受けた法人	限定なし (営利法人中心)
対象者	次のいずれかに該当する 単身・夫婦世帯 ・60歳以上の者 ・要介護/要支援認定を受けている60歳未満の者	老人 ※老人福祉法上、老人に関する定義がないため、解釈においては社会通念による	65歳以上の者であって、環境上及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難な者	身体機能の低下等により自立した生活を営むことについて不安であると認められる者であって、家族による援助を受けることが困難な60歳以上の者	要介護者/要支援者であって認知症である者(その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。)
1人当たり面積	25㎡ など	13㎡ (参考値)	10.65㎡	21.6㎡ (単身) 31.9㎡ (夫婦) など	7.43㎡
件数 [※]	4,555件(H26.3.31)	8,499件(H25.7)	953件(H24.10)	2,182件(H24.10)	12,124件(H25.10)
	特定施設入居者生活介護の指定を受けている施設： 4,436件(H25.10)				
定員数 [※]	146,544戸(H26.3.31)	349,975人(H25.7)	65,113人(H24.10)	91,474人(H24.10)	176,900人(H25.10)
	特定施設入居者生活介護(予防を含む)を受けている利用者数： 187千人(H25.10)				
補助制度等	整備費への助成	なし	なし	定員29人以下：整備費等への助成	

※：①：サービス付き高齢者向け住宅情報提供システム調べ、②：厚生労働省老健局調べ、③・④：社会福祉施設等調査(基本票)、⑤：特定施設：介護給付費実態調査(「定員数」の欄については利用人数) 2

高齢者向け住まい・施設の定員数



3

(課題)

- * 「介護療養型医療施設」の行く末 → 老健、医療療養型、SNW・・・
- * 理想的かつ現実にあった施設形態は・・・
 - 年金で入れる施設が特養だけでは・・・皆、介護難民か孤独死
 - (静岡県は「住まい」の費用が高いことで有名?)
 - 「住まい」の規制緩和⇔安全性の問題⇔貧困ビジネス・・・
 - 国内で上手く動いている(評判が良い)インフォーマルサービス?
 - 「住まい」+小規模多機能?



2015年(平成27年)12月9日【水曜日】

「無届け介護ハウス」全国に1900件余

12月6日 19時07分



介護が必要な高齢者が増え続けるなか、法律で義務づけられた届け出を行わないまま空き家などに高齢者を入居させ介護などのサービスを提供する、いわゆる「無届け介護ハウス」が全国で少なくとも1900件余りに上ることが、NHKの取材で分かりました。専門家は「行政の指導が行き届かず、高齢者の安全が脅かされるおそれがあり、実態の把握を急ぐべきだ」と指摘しています。

高齢者を入居させて食事や介護などのサービスを提供する施設は、有料老